

平成 21 年 8 月 12 日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
（内線：39537）
代表 03-5253-8111

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外壁材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成 17 年国土交通省告示第 566 号）の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの募集の結果について

国土交通省では、平成 21 年 5 月 30 日から 6 月 28 日までの期間において、標記意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

なお、お寄せいただいたご意見については、取りまとめの便宜上、集約させていただきました。また、ご意見については、本改正案に直接関係する部分に限らせていただきました。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願いいたします。

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外壁材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成17年国土交通省告示第566号）の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントに寄せられたご意見と国土交通省の考え方

寄せられたご意見	国土交通省の考え方
<p>改正案第一第一号口ただし書で「法第二十条第四号に掲げる建築物のうち木造のもの」に対する基準が追加されておりますが、枠組壁工法も同様の扱いとして追加していただきたい。</p>	<p>貴見等を踏まえ、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号に規定する枠組壁工法又はプレハブ工法を用いた建築物についても同様の規定を設けることとしました。</p>
<p>改正案第一第一号口ただし書中「独立部分について令四十二条、第四十三条並びに第四十六条第一項から第三項まで及び第四項（表二に係る部分に限る。）に規定する基準」には、建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項の規定に基づく平成十二年建設省告示第千三百五十二号も含まれるのでしょうか。</p>	<p>含まれます。 なお、当該部分については「建築物全体が令四十二条、第四十三条並びに第四十六条第一項から第三項まで及び第四項（表三に係る部分を除く。）の規定」に変更しております。</p>
<p>既存の建築物が建築基準法（以下「法」という。）第三条第二項の適用を受ける既存不適格建築物であって、増築又は改築後の建築物が法第二十条第四号に掲げる建築物のうち木造のもので、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えない範囲でエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を用いずに構造上一体となるよう増築又は改築を行う場合は、増築又は改築に係る部分以外の部分について令第三十八条及び第四十七条の規定に適合</p>	<p>令百三十七条の二第一号の規定に適合した構造方法を用いることとされているため、ご意見にあるような増築又は改築を行うことはできません。</p>

した構造方法とすることなく、法第八十六条の七第一項の規定に基づき増築又は改築後の建築物について、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、法第二十条の規定を適用しないこととすることは可能でしょうか。